



## 山梨県保険者協議会だより【Vol. 1】

- 残暑の候、日中の暑さはまだまだ秋には遠くといった感じですが、皆様に置かれましては、日常の業務に加え、平成20年度から本格化する「医療制度改革」への準備やその対応に追われていることと思います。

平成17年7月15日に設立した「山梨県保険者協議会」も2年の歳月が過ぎました。

また、平成19年度から県と山梨地区共済組合の代表が構成員として加わり、これまで以上に充実した保険者協議会となることと思います。

- 「山梨県保険者協議会だより」は、保険者協議会の代表メンバーだけでなく、広く関係者に情報提供するため、山梨県保険者協議会の動きを中心に国や県、保険者協議会中央連絡会及び各医療保険者の動きなどの情報提供を行い、それを共有することにより、より良い事業活動にお役立ていただければと考えています。

### 1.【山梨県保険者協議会の動き】

#### **(1) 平成19年度 第1回 保険者協議会及び専門部会合同会議を開催**

(平成19年 7月17日 (火) 山梨県自治会館 2階研修室)

- ・平成17年 7月15日の山梨県保険者協議会設立時から構成員となっている健康保険組合連合会山梨連合会、社会保険庁山梨社会保険事務局並びに市町村国保の代表に加え、平成19年度から山梨県と山梨地区共済組合の代表が新たに構成員に加われました。このことから、関係する規程及び要綱等を改正すると共に、2年間の任期とする保険者協議会委員の改正などを行い、保険者協議会正・副会長と専門部会として設置している企画調査部会並びに保健活動部会の正・副部会長の選任を行いました。

※ 別添：「山梨県保険者協議会設置運営規程・専門部会設置運営要綱及び委員・部会員の名簿」のとおりです。

- ・平成18年度山梨県保険者協議会決算等報告、平成19年度事業計画、平成19年度予算等の承認をいただきました。
- ・各都道府県における「保険者協議会」の課題や各医療保険者での「特定健診・特定保健指導」の体制整備や進捗状況及び課題などについて報告を行いました。
- ・平成19年 7月10日に保険者協議会中央連絡会から各都道府県保険者協議会あてに

通知された「集合契約の成立に向けた準備の推進について（依頼）」に基づき、本県の特定健診、特定保健指導について保険者協議会としての具体的な取り組み方法などを協議しました。

- ・この協議から、早速、「保険者協議会専門部会」を開催し、本県における特定健診等の体制整備に向けて検討することを「保険者協議会委員」から指示され、8月7日に専門部会を開催することとしました。

## **(2) 平成19年度 第1回 山梨県保険者協議会専門部会を開催**

(平成19年 8月 7日 (火) 山梨県自治会館 2階研修室)

- ・「集合契約」－被扶養者の特定健診の実施形態について－  
市町村が実施する健診へ被扶養者の健診を委託する（集合契約）方法等について説明を行うと伴に、平成19年7月17日に開催した第1回 保険者協議会及び専門部会合同会議から提案された「特定健診等を円滑に推進するための実施方法等の調査」に基づき、市町村国保の考え方や政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合の考えなどについて調査結果の報告をしました。

- 「市町村では平成20年度からの特定健診に国保以外の被扶養者を受け入れることが可能か」との問いに対する回答結果（H19.8.7現在）

	市町村数
①「受け入れざるを得ない」	13
②「検討中」	11
③「受け入れは難しい」	3

- 「各医療保険者（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合）では、平成20年度から被扶養者の特定健診をどのように考えているか」との問いに対する回答結果（H19.8.7現在）

	政府管掌健康保険	健康保険組合	共済組合
是非居住している市町村国保が実施する場所（スキーム）をお借りしたい	1	7	5
独自で医療機関と契約する			
その他（組合本部の指示待ち）		1	8

- 政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合では、被扶養者の特定健診の受診場所としては「市町村の特定健診の場所（スキームを借りる）」を希望していることが明らかになりました。

また、「集合契約」の推進に向けての課題、要望は次のとおりでありました。

①「検討中」、「受け入れは難しい」と回答のあった市町村については、8月10日及び8月21日に開催する国保連合会主催の研修会で、県から市町村に協力要請等を行い、市町村で被扶養者の特定健診の受入れを推進していくこととなりました。

また、市町村での特定健診の受入れ状況の把握は県の責務により行うことになっていることから、8月末に行う調査結果を待って市町村への対応を図ることとし「集合契約」に向けて県の協力が得られることとなりました。

②特定健診の「集合契約」については、保険者と山梨県厚生連健康管理センターや山梨県健康管理事業団などの健診機関との調整が必要となることから、この調整についても県が健診機関と協議することとなりました。

③健診項目の統一や健診単価の統一については、県から価格を提示することは独占禁止法に抵触するとの考え方から価格は示せないとの発言があり、また、健診項目の県下統一については、各市町村にバラツキがあり結論を出すまでには至りませんでした。(健診項目の統一は困難ではないか、との意見が多い状況でした。)

④労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診せずに市町村の健診を受けている被保険者や被扶養者が現実的にいることから、職域保険の保険者から従業員及びその家族に対し、医療制度改革の趣旨を含め、事業主健診や特定健診の啓発など周知徹底を図っていただきたいとの要請がありました。

⑤特定健診の「集合契約」を行うにあたっては、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合の中から代表保険者を選定していただくこととなるが、各団体での話し合いなども必要であることから持ち帰り、協議をいただきたいとの要請を事務局から行いました。

・次回の保険者協議会専門部会の開催については、9月中旬を目処に実施することとしそれまでに各団体での課題整理を行い、国が示すスケジュールに準じて今後の調整等を行うことを確認しました。

## 2.【保険者協議会中央連絡会の動き】

(1)平成19年7月3日に開催された第8回保険者協議会中央連絡会において「集合契約」に向けた準備状況などの調査結果が報告されました。その結果、市町村の7割から8割が健診単価や被扶養者の受け入れ等検討中との結果でした。

・国保サイドとして、市町村が県単位で特定健診の統一単価を模索する動きが出ていますが、この事については、基本的な規制はなく「集合契約」に参加するかどうかを各保険者の判断で自由にしていれば独占禁止法には抵触しない（厚生労働省と公正取引委員会で確認済み）との情報もあります。

被用者保険サイドでも健診機関団体（日本病院協会等）と全国統一単価を協議している動きもあるとのことでした。

- ・ 8月 7日に開催した「山梨県保険者協議会専門部会会議」で健診単価の県下統一は、独占禁止法に抵触するので県からその単価を示せないとの発言がありました。上記の記述とは趣旨の異なるものではありませんが、健診単価の県下統一については、情報収集した上で協議、検討をしたいと考えます。

**【お知らせ】**

- ※ 7月25日付で、国から「特定健康審査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（初版）が発表されています。このことについては 8月 3日付、事務連絡にて、市町村の国保主管課並びに国保組合に厚生労働省のホームページへの掲載がされていることを通知していますのでご覧ください。下記アドレスからダウンロード出来ます。

【 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03d.html> 】

この手引き書は、今後の検討で変更もありえますが、その都度更新され、公表される予定であります。

- ※ 第1回「山梨県保険者協議会だより」として情報提供するものであります。いたらない点も多くありますが、徐々に充実したものにしてまいりたいと考えています。「山梨県保険者協議会」へのご意見や要望など遠慮なくいただき、皆様のご協力の下、より良い情報提供を行いたいと考えています。ご協力をお願いします。

**【発行】山梨県保険者協議会事務局**

400-8587  
山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 自治会館3階  
（山梨県国民健康保険団体連合会 企画情報課内）  
TEL：055-223-2113 FAX：055-223-2134

# 山梨県保険者協議会設置運営規程

## (目的)

第1条 山梨県内の医療保険者が、加入被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の生涯にわたる健康の保持増進と保健事業の円滑な運営を図るため、連携協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 医療費の調査・分析・評価に関すること。
- (2) 被保険者等に対する健康教育・指導等保健事業に関すること。
- (3) 保健事業を効率的かつ効果的に実施するための情報交換及び人員、物的等保有資源の相互活用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる各団体から推薦された委員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合を代表する委員 3名
- (2) 政府管掌健康保険を代表する委員 3名
- (3) 国民健康保険を代表する委員 4名
- (4) 共済組合を代表する委員 2名
- (5) 県担当部署を代表する委員 1名

2 協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

## (専門部会の設置)

第7条 協議会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、各団体が推薦する委員をもって構成する。

## (費用の負担)

第8条 第2条に掲げる事業実施に要する経費については、補助金及び必要に応じて協議会を構成する保険者が負担する会費をもって充てる。

## (事務局)

第9条 協議会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

# 山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、山梨県保険者協議会設置運営規程（以下「規程」という。）第7条の規定により設置する山梨県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設 置)

第2条 規程第7条の規定により次の専門部会を設置する。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

## (事 務)

第3条 専門部会は、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）の設置の目的を達成することができるよう協議会の指示するところにより次の事務を処理する。

- (1) 企画調査部会
  - ①各保険者の医療費の調査・分析・評価に関すること。
  - ②レセプトを活用した医療費適正化の資料作成に関すること。
  - ③その他目的達成に必要な事項に関すること。
- (2) 保健活動部会
  - ①保健事業に関する情報収集及び情報交換に関すること。
  - ②保健事業の共同実施及び連携協力に関すること。
  - ③保健事業従事者の資質向上のための研修会等の実施及びネットワークづくりに関すること。
  - ④その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (構 成)

第4条 専門部会は、各団体から推薦される次に掲げる委員につき、協議会会長が任命する委員をもって構成する。

- (1) 企画調査部会
  - ①健康保険組合を代表する委員 1名
  - ②政府管掌健康保険を代表する委員 1名
  - ③国民健康保険を代表する委員 4名
  - ④共済組合を代表する委員 2名
  - ⑤県担当部署を代表する委員 2名
- (2) 保健活動部会
  - ①健康保険組合を代表する委員 1名
  - ②政府管掌健康保険を代表する委員 3名
  - ③国民健康保険を代表する委員 4名
  - ④共済組合を代表する委員 2名
  - ⑤県担当部署を代表する委員 2名

2 専門部会は、協議会会長の了承を得て医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

## (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会長等)

第6条 専門部会に、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

## (会 議)

第7条 会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 専門部会は事務処理にあたって必要があると認めるときは、部会長の協議により合同で会議（以下「合同部会」という。）を開くことができる。
- 3 前項の合同部会の運営は、部会長の協議により行うものとする。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年度 山梨県保険者協議会 委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	会長等
健康保険組合	山梨県自動車販売整備健康保険組合 常務理事	倉 科 安 正	
	シチズン山梨健康保険組合 常務理事	赤 岩 三 郎	
	健康保険組合連合会山梨連合会 常務理事	篠 原 知 明	副会長
政府管掌 健康保険	社会保険庁 山梨社会保険事務局 事務局次長	遠 藤 一 則	副会長
	社会保険庁 山梨社会保険事務局 保険課長	小 原 正	
	社会保険庁 山梨社会保険事務局 保険課長補佐	里 吉 英 男	
国民健康保険	甲府市 国保年金課長	柳 澤 新 治	
	富士吉田市 市民課長	大 木 実 芳	
	南部町 住民課長	永 富 広 道	
	山梨県国民健康保険団体連合会 常務理事	高 石 国 康	会長
共済組合	公立学校共済組合山梨支部 事務局長	飯 窪 巧	
	山梨県市町村職員共済組合 事務局長	堀 内 敏	
山梨県	山梨県福祉保健部 国保援護課長	杉 田 雄 二	

平成19年度 山梨県保険者協議会 企画調査部会名簿

区 分	役 職 名	氏 名	部会長等
健康保険組合	山梨中央銀行健康保険組合 事務長	長 田 文 彦	副部会長
政府管掌 健康保険	社会保険庁 山梨社会保険事務局 保険課 業務管理室長	小 澤 忠	部会長
国民健康保険	甲府市国保年金課給付係 課長補佐	萩 原 優	
	富士吉田市市民課 課長補佐	中 澤 憲 文	
	南部町住民課国保年金係 主任	細 田 智 子	
	山梨県国民健康保険団体連合会 事務局長	兩 宮 一 人	
共済組合	公立学校共済組合山梨支部 課長補佐	塚 脇 亮 一	
	山梨県市町村職員共済組合 保険課長	山 本 幸 一	
山梨県	山梨県福祉保健部 医務課 主任	井 筒 慎太郎	
	山梨県福祉保健部 国保援護課 課長補佐	大 木 始 広	

平成19年度 山梨県保険者協議会 保健活動部会名簿

区 分	役 職 名	氏 名	部会長等
健康保険組合	山日ワイビーエス健康保険組合 保健師	榆 井 恭 子	副部会長
政府管掌 健康保険	社会保険庁 山梨社会保険事務局 保険課長補佐	里 吉 英 男	
	社会保険庁 山梨社会保険事務局 健康管理保健師	小 澤 美智子	
	(財)社会保険健康事業財団 山梨県支部	浅 川 美知子	
国民健康保険	甲府市国保年金課 給付係長(保健師)	黒 倉 さゆり	
	富士吉田市健康長寿課 主幹(保健師)	宮 下 まゆみ	
	南部町福祉保健課 健康増進係(保健師)	若 林 澄 江	
	山梨県国民健康保険団体連合会 保健師	曾 根 敦 子	部会長
共済組合	地方職員共済組合山梨県支部 課長補佐	三 神 栄	
	公立学校共済組合山梨支部 課長補佐	安 藤 けい子	
山梨県	山梨県福祉保健部 健康増進課 副主幹	伊 丹 幸 子	
	山梨県福祉保健部 国保援護課 副主査	吉 留 慎 一	